

平成29年税制改正より～設備投資促進税制の改正(中小企業向け)

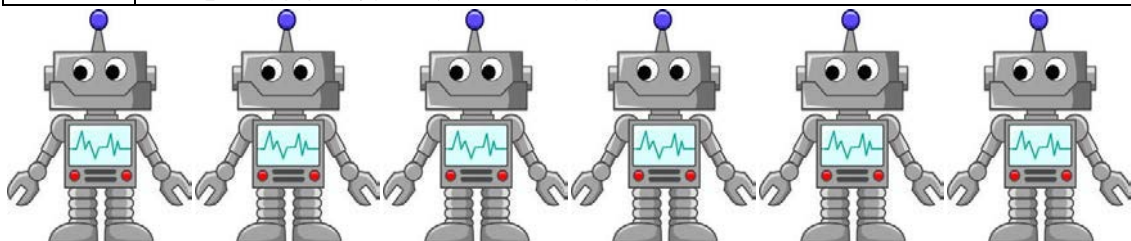
現行の中小企業等投資促進税制は『通常措置』と『上乗せ措置』があります。いずれも中小企業者等が一定の期間内に特定の資産を取得し、かつ、指定された事業の用に供した場合に、一定の特別償却又は税額控除が認められています。この中小企業等投資促進税制に改正がありました。具体的には、『通常措置』は対象資産から器具備品が除外された上で適用期間が2年延長され、『上乗せ措置』は、“中小企業経営強化税制”として改組され、対象資産に全ての器具備品及び建物附属設備等が加わりました。この税制は、経営力向上計画の認定を受ける必要があるなど一定の手続きが必要となるものの、適用ができる場合に受けられる税制上の軽減措置の影響が大きいのが特徴です。

○中小企業等投資促進税制

		通常措置	上乗せ措置
現 行 制 度 の 概 要	適用期間	平成10年6月1日から29年3月31日までの期間	平成26年1月20日から29年3月31日までの期間
	対象資産	新品である、次の資産(一部抜粋) (1)機械及び装置(@160万円以上) (2)事務処理の能率化、製品品質の向上等に資する次に掲げるいずれかのもの(@120万円以上) 測定工具及び検査工具／電子計算機／インターネットに接続されたデジタル複合機／測定機器 (3)ソフトウェア(一定のものを除き@70万円以上) (4)車両及び運搬具のうち一定の普通自動車で、貨物の運送の用に供されるもののうち車両総重量が3.5トン以上のもの	左記に掲げる資産のうち、産業競争力強化法に規定する生産性向上設備等に該当するもののうち、一定の取得要件を満たすもの
	優遇措置	基準取得価額の30%の特別償却又は基準取得価額の7%の税額控除※ ※税額控除の適用は、資本金3,000万円以下の法人等又は個人事業者に限る(税額の20%を上限。控除限度超過額は1年間の繰越可能)	次のいずれかを選択適用できる ・即時償却 ・取得価額の7%(資本金3,000万円以下の法人等又は個人事業者は10%)の税額控除
改 正 後	適用期間	2年延長(平成31年3月31日まで)	“中小企業経営強化税制”※ へ改組
	対象資産	上記対象資産から、器具備品に該当する資産を外す	

※中小企業経営強化税制の概要(新制度)

項目	内容
対象者	中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けた、青色申告書を提出する中小企業者等
対象資産	生産等設備を構成する特定経営力向上設備等のうち、認定を受けた経営力向上計画に記載されたもの(事務用器具備品、本店、寄宿舍等に係る建物附属設備、福利厚生施設を除く)
適用期間	上記対象資産の取得等、かつ、国内の指定事業の用に供した日が、平成29年4月1日～31年3月31日までの間であること
優遇措置	次のいずれかを選択適用できる ・即時償却(普通償却限度額+特別償却(取得価額-普通償却限度額)) ・取得価額の7%(資本金3,000万円以下の法人等又は個人事業者は10%)の税額控除(税額の20%を上限。控除限度超過額は1年間の繰越可能)



平成29年税制改正より～セルフメディケーション税制

セルフメディケーション税制とは、健康の維持増進及び疾病の予防への取組の一つとして、平成29年1月1日以降にスイッチOTC医薬品(要指導医薬品及び一般用医薬品のうち医療用が転用された医薬品)を購入した際に、その購入費用について所得控除を受けることができるという制度です。

セルフメディケーション(自主服薬) 推進のためのスイッチOTC薬控除(医療費控除の特例)の創設 (所得税、個人住民税)

1. 大綱の概要

適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、**健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組(※1)を行う個人が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る一定のスイッチOTC医薬品(※2)の購入の対価を支払った場合において、その年中に支払ったその対価の額の合計額が1万2千円を超えるときは、その超える部分の金額(その金額が8万8千円を超える場合には、8万8千円)について、その年分の総所得金額等から控除する。**

(※1) 特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診

(※2) 要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品
(類似の医療用医薬品が医療保険給付の対象外のものを除く。)

(注) 本特例の適用を受ける場合には、現行の医療費控除の適用を受けることができない。

※セルフメディケーションは、世界保健機関(WHO)において、「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること」と定義されている。

2. 制度の内容

■対象となる医薬品(医療用から転用された医薬品：スイッチOTC医薬品)について

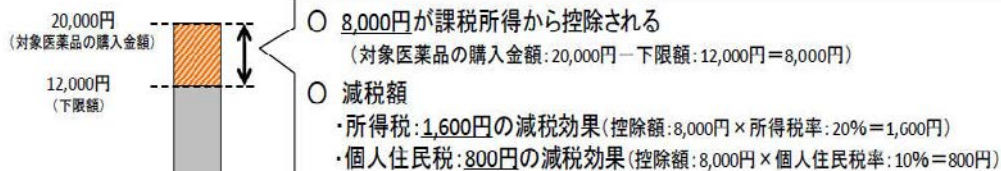
○ スイッチOTC医薬品の成分数：83(平成29年1月13日時点)

－ 対象となる医薬品の薬効の例：かぜ薬、胃腸薬、鼻炎用内服薬、水虫・たむし用薬、肩こり・腰痛・関節痛の貼付薬

(注) 上記薬効の医薬品の全てが対象となるわけではない

本特例措置を利用する時のイメージ

○ 課税所得400万円の者が、対象医薬品を年間20,000円購入した場合(生計を一にする配偶者その他の親族の分も含む)



(厚生労働省HPより)

この税制は、従来の医療費控除との選択適用となりますので、

いずれか一方を選択して適用を受けることとなります。

よって、セルフメディケーション税制の適用を受ける場合は、

この特例の対象となる特定一般用医薬品等購入費以外の医療費が適用下限額(10万円と総所得金額の5%相当額のいずれか低い方の金額)を超える場合であっても、従来の医療費控除を併せて受けることはできませんので、ご注意ください。

<編集後記>

「よつば通信No.46」いかがでしたでしょうか？

最後までお読みいただきありがとうございました。

(小池・清水)



よつば総合事務所

三重県四日市市泊山崎町13-3

TEL:059-349-1151/Fax:059-349-3211